

17食農審第90号
平成18年3月23日

農林水産大臣
中川 昭一 殿

食料・農業・農村政策審議会
会長 八木 宏典



答 申

平成17年3月23日付け16農振第2096号をもって諮問のあった土地改良事業計画設計基準
・計画「ほ場整備（畑）」の改定について、別紙のとおり答申する。

(別 紙)

**土地改良事業計画設計基準
計画「ほ場整備（畑）」**

基 準

平成 1 8 年 3 月 2 3 日

土地改良事業計画設計基準・計画「ほ場整備（畑）」 基準

第1章 総論

1.1 この基準の目的

この基準は、土地改良法（昭和24年法律第195号。）に基づくほ場整備のうち、畑に係る土地改良事業計画（以下「事業計画」という。）の作成に当たり、必要となる調査計画手法の基本的事項を定め、土地改良事業の適正かつ効率的な施行に資することを目的とする。

1.2 ほ場整備の目的と意義

ほ場整備は、農地等の区画形質の変更を中心に、用水、排水、道路等のほ場条件を総合的に整備するとともに、担い手の育成に資するための農地の利用集積や非農用地を含む土地利用の秩序化を一体的に実施することによって、将来の営農形態に適合した農業機械の効率的な利用や合理的な水利用等、生産性の高いほ場条件を整備することを目的としている。

1.3 事業計画作成の基本

事業計画の策定に当たっては、あらかじめ必要な調査を行い、長期的な見通しの下、地域の自然的・社会経済的な特性を十分考慮の上、基本構想を定め、環境との調和に配慮しつつ、総合的な観点から十分な検討を行わなければならない。

第2章 調査

2.1 調査の基本と手順

調査は、計画対象地域（以下「地区」という。）の自然条件及び社会経済条件の特性が事業計画に反映されるよう適切な手順で実施するものとする。このため、当該調査については、計画との連係を保ちつつ合理的かつ効率的に進めることができるよう、まず予備的な調査として概査を行い、その結果を踏まえて、必要と認められる調査事項を明確にした上で精査を行うものとする。

2.2 概査

概査は、基本構想及び精査の実施計画の作成に当たり必要となる項目について予備的な調査を行うものとする。

2.3 精 査

精査は事業計画の作成に当たり、必要となる調査で、自然条件、ほ場条件、社会経済条件、営農及び栽培状況、農業経営体の意向、周辺環境及び関連事業等に関する詳細な調査を行うものとする。

第3章 計 画

3.1 基本構想の作成

3.1.1 基本構想のたて方

基本構想の作成に当たっては、当該地域の将来目標を的確に把握するとともに、それに適合した農業形態、農村環境等の形成に資する総合的な計画となるようにしなければならない。

3.1.2 目標の設定等

整備目標は、計画作成の最も基礎的要件であり、事業の内容や実施の手續に強い影響を及ぼすため、総合的観点から検討を行い、適切に設定しなければならない。

3.2 事業計画作成の手順

事業計画の作成は、基本構想に基づき、事業計画の各要素の関連性を考慮しつつ、効率的かつ効果的な手順で行われなければならない。

3.3 地区の設定

地区の設定に当たっては、地域的一体性を考慮するほか、周辺地域との関連性についても検討し、決定しなければならない。

3.4 営農計画

3.4.1 基本的な考え方

営農計画は、地域の立地条件に適応した作物の選択と、それに対応する機械施設を核とした生産体系の確立を目標にする必要がある。

3.4.2 生産組織計画

生産組織の種類及び規模は、基幹作物に応じて、その生産と流通に関連のある大型機械及び施設の種類及び能力を勘案して決定する。

3.4.3 農地利用集積計画

地域において育成すべき担い手を明確にし、地域の実情を考慮して担い手への農地利用集積の目標を定める必要がある。

3.4.4 作付体系計画

作付体系計画は、自然条件及び社会経済条件等を考慮して計画を決定する必要がある。

3.4.5 農業機械利用計画

農業機械利用計画は、生産性の向上と生産コスト低減のための重要な事項である。導入機械の選定に当たっては、区画計画・営農規模・栽培計画を踏まえ、効率的かつ安全・快適な作業が行えるよう、適切な機種及び性能を選定する。

3.5 区画計画

3.5.1 区画の定義

ほ場の区画の単位は、耕区及びほ区とする。

3.5.2 区画計画の基本

区画計画は、栽培作物、機械作業、農地保全、用排水、気象災害防止等を考慮して区画の形状及び大きさ、用排水路及び農道の配置等を定めるものとする。

3.5.3 ほ区の形状等

ほ区の設定に当たっては、地形、土壌、経営規模及び営農方式等を具体的に把握して行うものとする。

3.5.4 耕区の形状等

耕区の大きさ及び形状は、機械作業効率、かんがいの方式及び管理作業の三つの条件から合理的に定めなければならない。

3.5.5 農地保全上留意すべき事項

整地、道路及び排水路の計画に当たっては、農地保全に特に留意するものとする。

3.5.6 再区画整理

再区画整理を行う場合は、現況の道路、水路の利用可能性の可否、全面的な改変の必要性等を検討し、区画形状及び大きさを決定する。

3.5.7 計画提示方法

計画の提示に当たっては、整備後の区画、道路、水路の形状・形態等がわかる計画図を作成する。

3.6 農道計画

3.6.1 農道の定義

ほ場整備で取り扱うほ場内農道は、主にほ場への通作、営農資材の搬入、ほ場からの農産物の搬出等の農業生産活動に主に利用されるものである。

3.6.2 農道の配置

農道の配置は、安全かつ円滑な交通が確保できるよう農業生産活動の利便性、自然条件、道路の現況等を考慮して決定する。

3.6.3 農道の構造等

農道は、農業機械等の安全な走行を確保する構造等でなければならない。

3.7 排水計画

3.7.1 計画の基本方針

排水計画は、地区の気象、地形、土壌、導入作物の特性、栽培方法等を十分把握して作成する。

3.7.2 計画排水量

計画排水量は、計画基準降雨より求める。

3.7.3 排水路設計流量

排水路設計流量は洪水ピーク排水量により決定する。

3.7.4 排水路の形状及び構造

排水路は、地区内外及びほ場内の排水が確実かつ安全に行えるようにその水路構造等を検討して計画しなければならない。

3.7.5 暗きょ排水計画

地表残留水や土壌中過剰水の排除、地下水位の低下のために、暗きょ排

水計画を検討する。

3.8 用水計画

用水計画の作成に当たっては、畑作物に必要な用水の補給及び栽培管理の合理化に必要な用水の供給を通じて、計画地域の土地生産性及び労働生産性の向上に資するよう、地区の気象、土壌、導入作物の特性等を十分把握した上で、営農及び用水利用の展開方向等の用水量の変動要因を総合的に検討する。

3.9 土層改良計画

土層改良計画は、その目的を明確にした上で、実施方法を定める。

3.9.1 有効土層の保持

有効土層は、作物の生育に必要な厚さが確保されるものでなければならない。

3.9.2 透水性

土層の透水性は、作物の生育等を考慮して目標を設定する。

3.10 農業被害防止計画

自然災害等により農作物及び農業用施設に被害を受けるおそれのある場所については、被害を防止する計画としなければならない。

3.11 換地計画

3.11.1 換地処分の意義

ほ場整備等において土地の区画形質を変更する工事を施工したときは、換地処分を行い、工事後の区画に対応するように権利の帰属関係を定めることが必要である。

3.11.2 換地計画の定め方等

調査計画の段階から、権利関係の正確な把握に努めなければならない。

3.11.3 換地処分に至る業務

換地処分に至る業務は、緻密で正確な作業を事業の進捗に対応して積み重ねることが必要である。

3.12 事業計画の評価

事業の実施により見込まれる効果を算定し、事業計画の経済性及び妥当性を評価する。

3.13 他事業等との調整

計画の樹立に当たっては、各種他事業等との関連を明確にし、十分な協議及び調整を行わなければならない。

3.14 施工

施工は、計画内容に整合するとともに現場条件を十分配慮したものでなければならない。

3.15 維持管理

工事終了後は、ほ場条件等に変化が生じやすいので、営農指導機関や農業経営体と連絡をとり十分な対策を立てておく必要がある。